

## 地方公共団体からの意見

### 「損失補償債務評価基準骨子(案)と論点」への意見

#### 第2 地方公共団体の財政的援助を受ける出資法人等の債務に対する 損失補償債務等負担見込額の算定の基準

2 標準評価方式は、損失補償付債務を次の5段階に区分し、当該損失補償を付している貸付金等の額に、それぞれの区分ごとの損失補償債務算入率以上の率を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とするものとする。

A 正常償還見込債務（仮称）（10%以上）

- 当該法人の収益（地方公共団体からの補助金等を除く。）で、損失補償付債務を償還できる見込みの債務

B 地方団体要関与債務（仮称）（30%以上）

- 経常損益が赤字であるなど財務内容等に注意を要する法人に対する損失補償付債務
- 損失補償付債務の償還に低率ではあるが一定の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

C 地方団体要支援債務（仮称）（50%以上）

- 繰越欠損金を持つなど財務内容等から地方公共団体が今後、一定の追加支援を要すると見込まれる法人に対する損失補償付債務
- 損失補償付債務の償還に、1/2程度の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

D 地方団体実質管理債務（仮称）（70%以上）

- 経営難の状態にあり、財務内容等から地方公共団体の相当程度の今後の追加支援を要すると見込まれる法人に対する損失補償付債務
- 損失補償付債務の償還に、70%程度の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

E 地方団体実質負担債務（仮称）（90%以上）

- 実質的に経営破綻している法人に対する損失補償付債務

○ 損失補償付債務の償還のほぼ全額程度の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

● A 正常償還見込債務（仮称）の算入率10%以上は比率が高すぎるのではないか。

正常償還見込債務の算入率を10%以上とすることは、一定の財政規模以上の損失補償を行わないようにするという趣旨は理解できるが、

- ①その根拠として金融機関のBIS規制を想定しているが、地方公共団体と金融機関とは財務構造が異なっており、BIS規制を想定する必要はないのではないか。
- ②仮にBIS規制の基準を使うとしても国際基準8%と正常償還見込債務（仮称）の算入率10%以上とは差がある。
- ③また多くの地方公共団体は国際金融業務を行うわけではないので、国際基準8%ではなく、国内基準4%を適用する考えはないのか。

（5p 論点部分の記述）

1 法人の区分

(1) 法人を、①物販事業のように純粋民間企業とほぼ同様の事業を行っている法人（以下「一般法人」という。）、②交通事業のように料金収入等を営業収益として長期の収支相償を前提とし、地方公営企業に準ずる第三セクターとして地方公共団体が1/2以上を出資している法人（以下「インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクター」という。）、③地方住宅供給公社又は不動産販売を主たる業務とする地方公共団体が1/2以上を出資する第三セクター（以下「不動産取引型第三セクター」という。）、に区分けし、①には、経常損益を重視した別紙1-1の基準を、②には経常損益の中でも減価償却前利益を重視した別紙1-2の基準を、③には、純資産の状況を重視した別紙1-3の基準を適用する。

- ① ①の法人は、②及び③以外の法人とする。
- ② ②のインフラ型地方公営企業に準ずる第三セクターは、鉄軌道事業、上下水道事業、工業用水道事業、市場事業、港湾事業、産業廃棄物処理を行う法人で、地方公共団体が1/2以上を出資している法人とする。
- ③ ③の法人は、地方住宅供給公社、地方公共団体が出資している農地保有合理化法人（民法法人に限る。）、地方公共団体が1/2以上を出資している土地開発公社に準ずる業務を行う法人とする。なお、いわゆる林業公社は、不動産販売を主たる業務とするものではないが、より純資産の状況を重視して判断することが適当と考えられるので、第3に定めるところにより補正を行った上で、別紙1-3によるものとする。

- 法人の区分については、一般法人、インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクター、不動産取引型第三セクターに区分けし、それぞれに応じた判定基準により損失補償付債務を判定することとなっておりますが、公営企業に準ずる病院事業を行う法人や宅地造成事業（公共用地先行取得）等を行う法人については、インフラ型第三セクターに区分けし、それに応じた判定基準を適用すればよろしいのですか。

また、例えば、一般法人に類する事業とインフラ型地方公営企業に類する業務を行っている複合的な法人については、どのように判定するのか。

（6 p 論点部分の記述）

## 2 3 区分を通じた基準

- 資産超過でかつ、直近経常損益が黒字の法人に対する損失補償付債務は、A 正常償還見込債務とする。

- 財務諸表から法人の損失補償付債務等を判定する際、直近の経常利益等を用い判定することとなっておりますが、以前の試案では、過去3期の経常利益を用いることとなっております。

直近の経常利益等であれば、年度間の差が大きくなる法人もあると思いますので、過去の平均（例えば、過去3期の平均）を用い、判定してはどうかと考えます。

（別紙1-2、1-3についても同様。）

## 4 財務諸表評価方式に用いる財務諸表は、次の条件を充たさなければならないものとする。

- (1) 当該財務諸表については、監査法人又は公認会計士の監査を経たもの、当該団体の監査委員の監査が行われているもの、その他財務諸表が当該法人の財政状態、経営成績等を適正に表示していることが確認されているものであること。
- (2) 経常損益の計算上、料金収入となるべき補助金、負担金等以外の出資地方公共団体からの補助金等を経常収益に計上していないものであること。公益法人等で経常収益に計上している場合には、損失補償を付している団体からの受け取り補助金等を除外して、経常損益を計算すること。
- (3) 純資産、債務超過額の計算上、損失補償を付している出資地方公共団体の貸付金は、当該地方公共団体において、貸付金の財源が一般財源等である場合、地方債を財源としている場合において将来負担比率の算定上法人からの償還金を特定財源として控除していない場合には、当該貸付金を自己資本として、算定することができること。
- (4) 不動産の売買を主たる業務とする法人においては、販売用不動産について強制評

価減を適切に適用している財務諸表であること又は保有する土地の価額について規則第4条第2項に定める方法により算定して再評価したものであること。

- ((1)について) 財務諸表評価方式に用いる財務諸表については、公認会計士等により監査が行われている必要性があるが、今回の論点において追加された「その他財務諸表が当該法人の財政状態、経営成績等を適正に表示していることが確認されるものであること」については、一定の要件を示していただきたい。

- ((2)について) 「公益法人等で経常収益に補助金等を計上している場合は、これを除外して経常損益を計算すること」とあるが「補助金等」の範囲(委託料は含むか等)を示していただきたい。

また、対象法人が損益計算書を作成していない場合は「正味財産増減額」をもって「経常損益」とみなしてよろしいか。

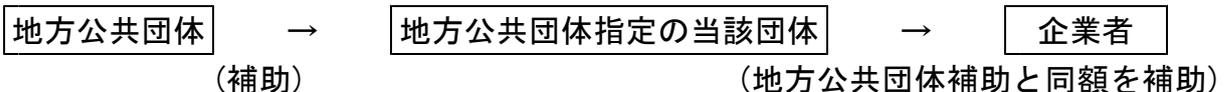
- ((2)について) 財務諸表評価方式に用いる財務諸表の条件として「経常損益の計算上、料金収入となるべき補助金、負担金等以外の出資地方公共団体からの補助金等を経常収益に計上していないもの」とあるが、当該団体への補助金のうち道の条例等に基づき当該団体を実施している事業については、当該団体の負担を伴わず道の負担(一部の事業には、最終受益者の負担あり)により事業を実施している。

これら当該団体の自主事業ではない事業に対する補助金を収益より控除することは、事業費のみが計上され多額の経常赤字が発生し、損失補償付債務の段階が1段階以上下がり適切な評価とならないことから、「団体の負担を伴わない補助については経常収益に計上し算定」することとしていただきたい。

(具体例)

- 条例に基づく補助

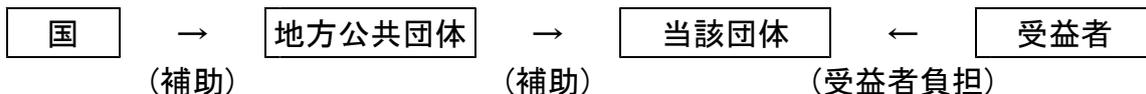
条例に基づき道が指定した当該団体が、道が実施する助成措置を行うもの



※ 別途、事業費補助とは別に人件費などに対する運営費補助があるが、この補助については経常収益より控除

- 国の「畜産担い手育成総合整備事業実施要綱」に基づく補助

国の要綱に基づき当該団体を実施する公共事業(草地畜産基盤整備事業)に助成措置を行うもの



※ 補助金と受益者負担金で事業を実施し、整備施設は市町村を經由して受益者に譲渡

- 法人の区分として3区分としているが、財団法人、社会福祉法人などの公益法人は①の「一般法人」に入れるのか。例えば、〇〇市福祉サービス協会のように、介護保険制

度の下で市民の福祉の向上に貢献するための社会福祉法人などの公益法人は、本来営利を目的とする法人ではなく、利益、損失を計上する事業構造にはなっていない。そのような公益法人の場合、経常損益をどのように見るのか。

財団法人の場合は、新公益法人会計基準の当期経常増減額で見るとか（旧公益法人会計基準の場合は当期正味財産増減額か）。社会福祉法人の場合は、事業活動収支計算書の経常収支差額で見るとか。

また、貸借対照表上の純資産等については、財団法人、社会福祉法人はどの数値で見るとか。

以上の点について明確な説明をしていただきたい。

5 3の財務諸表等による標準評価方式に基づく損失補償債務の区分は、次のような法人の事情があるときは、それぞれ、次の方法によることができる。ただし、法人の経営実態等からこれらの方法によることが不適当と考えられる場合においては、これらの方法を用いてはならない。

(1) 当該法人が営業開始準備中であるとき A 正常償還見込債務（仮称）

(2) 当該法人が営業開始から3年以内であるとき A 正常償還見込債務（仮称）

(3) 当該法人が、創業から概ね5年以内に黒字化し、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されているとき A 正常償還見込債務（仮称）

(4) 当該法人の売上げが3期連続上昇し、経常利益を確保しているとき 一ランク上の区分

(5) 当該地方公共団体以外の地方公共団体や金融機関等の主体による支援を前提として経営改善計画等が策定されているとき 一ランク上の区分

(6) 営業を停止しているとき E 実質団体負担債務（仮称）

- 「法人の事情があるときは～それぞれの方法によることができる」とある中の、3年や5年といった年数は、どういった考え方に基づいて設定されているのか、ご説明願いたい。

6 標準評価方式のうち対象となる法人の経済的取引や出資団体等の支援等の事象から判定する方式で損失補償債務の区分を評価しようとする場合においては、別紙2の区分に応じて、該当する損失補償債務算入率以上の率を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とするものとする。

（論点部分の記述）

- 損失補償債務の区分については、別紙2参照。

別紙2 法人の経済的取引や出資団体等の支援等の事象から判定する方式

	元利金支払い状況	その他	損失補償を付した団体の追加支援
A 正常償還見込債務	条件緩和なし 延滞なし		損失補償付債務の元利償還費の10%未満か、損失補償付与団体からの補助金又は新規貸付金を受領していない。
B 地方団体要関与債務	条件緩和あり 1ヶ月未満の延滞		損失補償付債務の元利償還費の10%～30%の損失補償付与団体からの補助金又は新規貸付金を受領している。
C 地方団体要支援債務	1ヶ月以上3ヶ月以内の延滞		損失補償付債務の元利償還費の30%～50%の損失補償付与団体からの補助金又は新規貸付金を受領している。
D 地方団体実質管理債務	3ヶ月超6ヶ月未満の延滞		損失補償付債務の元利償還費の50%～70%の損失補償付与団体からの補助金又は新規貸付金を受領している。
E 地方団体実質負担債務	6ヶ月以上の延滞	第3者から破産、生産、会社整理、会社更生、民事再生等が申し立てられている。 手形交換所の取引停止処分を受けている。	損失補償付債務の元利償還費の70%以上の損失補償付与団体からの補助金又は新規貸付金を受領している。

- 「損失補償付債務の元利償還費の70%以上の損失補償付与団体からの補助金又は新規貸付金を受領している。」場合においては、「E 地方団体実質負担債務」とされることについて。

当地方公共団体は、地震の復興に係る、「地震復興基金」を立ち上げ、基金の運用益により災害復旧を支援。今回、当該基金立ち上げにおいて、中小企業基盤整備機構からファンドを受領し運用。その制度上、ファンド総額400億円のうち、県負担分80億円を「貸付金」として基金財団へ拠出。

当該貸付金は、年度末に基金財団が県の損失補償を受けたつなぎ融資を金融機関から受け、一旦償還、年度当初に再貸付実行し損失保証債務を償還する手法を採用。

今回の案において、当該手法によるものは、「償還費の70%以上の新規貸付金」による償還となり、負担債務として認定される見込み。

しかしながら、基金財団に拠出した資金は、5年後の全額償還が確定しており、将来的に県の負担にならない前提のため、負担債務の認定と相違する。

このような、外形事象からは負担債務となるが、実態において将来負担とならないことが担保されるものに係る特例扱いを規定するべき。

10 個別評価方式によることが適当と考えられる場合については、地方公共団体は、当該年度の前年度末時点での時価評価に基づき損失補償債務等負担見込額を算定する資産債務個別評価方式、当該年度末におけるゴーイング・コンサーンを前提とした将来キャッシュフローから損失補償債務等負担見込額を算定する経営計画個別評価方式又は当該年度前三年度の補助実績等企業債に係る将来負担額の算定方法に準じて算定する損失補償付債務償還費補助評価方式のいずれかの方法により、損失補償債務等負担見込額を算定することができる。ただし、資産債務個別評価方式又は経営計画個別評価方式を選択する場合には、原則として、公認会計士又は監査法人その他のデュー・デリジェンスの専門家を含む第三者委員会等の場において、評価結果の検討を行うものとする。

(論点部分の記述)

○ 個別評価方式においても、最低10%の損失補償債務等負担見込額を求めることとするか。

- 最低算入率については、個別評価方式と標準評価方式の間で整合的なものとなるようご留意いただきたい。

### 第3 農林漁業金融公庫の林業公社貸付に関する損失補償債務等負担見込額の算定方法の特例

2 修正財務諸表評価方式においては、林業公社の財務諸表に次の補正を加えるものとする。

- (1) 森林勘定における分収林の価額については、固定資産として投下費用から補助金等損金対象額を差し引いてその累積を簿価として計上しているが、これに森林勘定の含み損益として、将来の伐採時における正味販売価格を加減するものとする。
- (2) 前項の正味販売価格は、当該年度の前年度末の木材価格の時価（過去5年間の全国平均）に基づく将来の販売時点における木材販売収入に補助金を加えた額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した額を、現在価値に割り戻したものとする。この場合において、割り戻し率は、財政融資資金や政府金融機関貸付金利を参照するものとし、割り戻し年数は平均伐期齢と平均林齢との差とすること。
- (3) 経常損益を計算する正味財産増減計算書上、森林勘定の資産に計上される分収林に係る借入金の利息を営業外費用と認識すること。
- (4) 純資産（自己資本）の算出に当たって、設立団体からの借入金及び未払い利息を負債ではなく、純資産に区分することができる。

- ((3)について)「借入金の利息を営業外費用と認識すること」となっているが、これまでどおり、資産勘定として整理することが、林業公社の経営実態に合致しているのではないか。

(理由)

これまで公社は事業費の一部を公庫からの借入金で賄ってきたが、森林経営は40年～80年という超長期性を有し、事業から生ずる収益は後年度のこととなる。そのため借入金に係る利息も長期前払い費用的な意味合いを持っていることから、一旦資産として計上し、主伐等が発生したときに森林原価とし控除する方法が、超長期性を要する森林経営の実態に即している。

「営業外費用として認識すること」とは、支払利息を每期費用として控除することを行っているのか、その場合、過去の支払利息の取り扱いはどうするのか。一括して費用化すれば、将来の伐採収入が入るまでに、大規模な欠損が発生し経営の実態をむしろ反映しなくなる。

3 損失補償付債務償還費補助評価方式のうち経済的取引や出資団体等の支援等の事象から判定する方法を採用する場合には、次のとおりとすること。

(1) 損失補償付の農林漁業金融公庫等金融機関からの超長期貸付金又は他の地方公共団体からの貸付金の償還にあたって、その財源として、設立団体である地方公共団体からの補助金又は貸付金を充てている場合には、当該償還金に充てている補助金又は貸付金の割合を農林漁業金融公庫等金融機関からの超長期貸付金の残高に乗じて得た額を、損失補償債務等負担見込額とすること。

- (1) 損失補償付債務償還費補助評価方式について

現在の貸付金の元利償還金と県の助成金の比率を、現在の借入金残高に乗ずることで将来の負担見込額とすることは、森林からの収入が植栽から40年から80年後しか見込めないなかで、公庫借入金の元利返済は借入の翌年度から始まる(元金は据置期間経過後)ため、県がその負担を肩代わりしている。

現在の負担比率を用いて、将来の負担を算出することが妥当かどうか疑問がある。

# 「販売用土地の時価評価の基準（案）」への意見

## 第1 販売用不動産の時価評価の区分について

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第4条第1項の時価による評価を行った価額は、次の同条第2項各号ごとに定める基準に従って算定するものとする。
  - 一 販売用土地の販売見込額として総務大臣が定める基準により算定する方法
  - 二 当該年度の前年度における不動産鑑定士による鑑定評価
  - 三 当該年度前三年度内の不動産鑑定士による最後の鑑定評価により得た価額に総務大臣が定める基準により合理的な調整を行って算定する方法
  - 四 当該販売用土地の近隣の地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第六条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に総務大臣が定める基準により合理的な調整を行って算定する方法
  - 五 当該販売用土地の近隣の国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第七条第一項第一号イに規定する基準地について同令第九条第一項の規定により判定された標準価格に総務大臣が定める基準により合理的な調整を行って算定する方法
  - 六 当該販売用土地について地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第十号の土地課税台帳又は同条第十一号の土地補充課税台帳に登録されている価格に総務大臣が定める基準により合理的な調整を行って算定する方法
  - 七 当該販売用土地について地価税法（平成三年法律第六十九号）第十六条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法（以下「国税庁相続税財産評価基本通達」という。）により算定した価額（以下「相続税評価額」という。）に総務大臣が定める基準により合理的な調整を行って算定する方法

- 規則第4条第2項に基づく販売用土地等の時価評価については、規則第12条5号のほか、規則第12条第2号にも適用があるので、検討に際しては両者における取扱いの均衡にご留意いただきたい。